

**環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の  
第 28 章に基づく紛争解決手続規則  
(概要)**

2019年1月19日

TPP 11 協定第 28 章（紛争解決）は、本協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争等を解決する際の手続について規定している。第 28 章に基づく紛争解決手続規則では、同章に基づいて設置されるパネルについて、①パネルにおける審理の手続の細則や、②パネルの構成員（3 名）その他の関係者が遵守すべき行動規範等について、概要以下のとおり定められている。これにより、TPP 11 協定の紛争解決の円滑化が期待される。

**1 パネルの審理の手続の細則の主な内容**

- (1) 各紛争当事国が口頭で意見を述べるができる機会を少なくとも一回は有すること、また各紛争当事国が意見書を提出する機会を有すること。
- (2) 秘密の情報が無い限り、パネルにおける審理を公衆に公開し、また各紛争当事国の意見書等を、できる限り速やかに、遅くともパネルの最終報告書が発出される時までに公表すること。
- (3) 非政府団体からの紛争に関する意見を、パネルが検討すること。
- (4) 秘密の情報を保護すること。
- (5) 別途の合意の無い限り、審理を被申立国の首都において行うこと。
- (6) 無作為抽出によるパネルの構成員の具体的な選出方法に関すること。
- (7) パネルの構成員は、他の紛争当事国がない場で一方の紛争当事国と面会等しないこと。
- (8) 各紛争当事国は、全ての文書を、事務局を通じて提出すること。
- (9) 被申立国が事務局機能を担うこと。
- (10) パネルの構成員の報酬及びその費用に関すること（各紛争当事国が平等に負担する。）。

**2 行動規範の主な内容**

- (1) パネルの構成員は、独立及び公平でなければならず、利益相反を避けること。
- (2) パネルの構成員は、紛争解決手続の一貫性と公平性を確保するために、関係する事項について自身についての情報を開示すること。
- (3) パネルの構成員及び元構成員は、パネル手続以外の目的で非公開の情報を開示又は利用しないこと。

(了)